

再 評 価 書				
事業名	市町村営地域水産物供給基盤整備事業	事業区分	国崎漁港	事業主体名 鳥羽市 農林水産課
事業概要	工期 (下段:当初)	平成6年～平成25年	全体事業費 (下段:当初)	1,497百万円 (負担率:国:50、県:25、他:25)
		平成6年～平成17年		1,012百万円 (負担率:国:50、県:25、他:25)
事業目的及び内容				
<p>当地区は、鳥羽市の南東部に位置し直接太平洋に面していることから、台風時には風・波とも非常に激しく自然環境の厳しい集落です。当漁港は、係留施設、漁港用地が不足し出漁・陸揚時及び漁船の停泊並びに漁具の保管・漁具の修理事業に時間と労力がかかるため施設の整備が望まれています。</p> <p>また、台風や低気圧の接近時には、大きな波浪が押し寄せ港内及び港口付近において波浪条件が非常に厳しく、漁船を麻生の浦や的矢湾へ避難させています。</p> <p>そこで、これらの問題を改善するため、国崎漁港改修事業として平成6年度から事業費1,012百万円で計画しました。</p> <p>平成12年度の再評価時点での事業内容は以下の通りでした。</p> <p>外郭施設 2号突堤 L=20m 沖防波堤 L=100m 水域施設 - 2m泊地 A=4,000m² 係留施設 - 2m物揚場 L=180m 輸送施設 道路 L=212m 漁港施設用地 用地護岸 L=20m 用地 A=690m²</p>				
事業主体の再評価結果				
1 再評価を行った理由 平成12年度に再評価実施後5年を経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。				
2 事業の進捗状況及び今後の見込み 平成6年度から事業に着手し、平成17年度までに2号突堤 L=20m、沖防波堤 L=10m、- 2m泊地 A=4,000m ² 、- 2m物揚場 L=180m、道路 L=212m、用地護岸 L=20m、用地 A=690m ² の整備を完了し、残事業は沖防波堤 L=90mとなっています。 事業の進捗は、事業費で平成17年度末までに40%完了し、残事業は60%となっています。 今後も、厳しい財政状況が続くと予想されますが、効率的な事業の計画を行い、平成25年度には全体計画を完了する予定です。				
3 事業を巡る社会経済状況の変化 (1) 漁港漁場整備法の施行による全体計画の見直し 当漁港は、第9次漁港整備長期計画(平成6年～平成12年)の中で改修事業として整備を行ってきました。平成12年度の再評価では、次期長期計画を含めた平成17年度完成予定で、事業継続を了承していただきました。平成14年に漁港法の改正に伴う漁港漁場整備法の施行を受け、事業制度が再編成されたことにより、市町村営地域水産物供給基盤整備事業として、整備を行っています。 総事業費は、1,497百万円で平成12年度再評価時点より485百万円増額として実施しています。 全体計画は、平成12年度再評価時点と同じです。 (2) 周辺環境の変化 平成12年度の再評価時点に比べ、地区人口は536人(H11)から470人(H15)と5年間で66人減少(約12%減)となっていますが、組合員数は106人(H11)から104人(H15)、登録漁船数は76隻(H11)から73隻(H15)、陸揚量は164トン(H11)から271トン(H15)と、107トン増加しています。地区人口は減少の傾向にありますが、組合員数・登録漁船数はほぼ変化がなく、陸揚量は増加していることから当漁港の重要性は現在も高く保たれています。				

<p>(3) 財政状況の変化 今後も、厳しい財政状況が続くことが予想されますが、事業の実施に当っては、効率的な事業の計画を行い、また、他の漁港整備事業が平成20年度には完了する予定であることから平成21年度より当事業に集中投資をおこない、平成25年度に事業を完了する予定です。</p>
<p>4 事業の選択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等</p> <p>4 - 1 費用対効果分析 B(総便益額) = 1,931百万円 C(総費用額) = 1,412百万円 B/C(費用便益比率) = 1.37</p> <p>4 - 2 地元の意向 荒天時に、港内及び港口付近において波浪が大きいことから、港内への波の侵入を防ぐ沖防波堤の早期完了への強い要望が寄せられています。</p>
<p>5 コスト縮減の可能性や代替立案の可能性</p> <p>5 - 1 コスト縮減 用地及び道路盛土に当り、当工事の床掘及び浚渫により発生した土砂を10,300m³流用し18百万円のコスト縮減を図りました。他に、舗装材及び基礎材として再生アスファルト、再生砕石を使用しました。</p> <p>5 - 2 代替案 現計画の残事業沖防波堤は、航路幅を考慮し静穏度解析等により設置箇所、工法及び施工延長が決定されていることから、代替案はないと考えています。</p>
<p>再 評 価 の 経 緯</p>
<p>平成12年度に答申された再評価審査委員会の意見に対する対応を次のとおり行っています。 公共事業についての説明責任を果たす上で、今後の費用対効果分析資料の作成にあたっては、積算根拠を明確にすること。 平成14年に改定された費用対効果分析マニュアルに基づいて積算しており、便益根拠は年間便益の算定説明書を添付しています。</p>
<p>事 業 主 体 の 対 応 方 針</p>
<p>三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえ再評価を行った結果、国崎漁港の整備は必要であり、同要綱第5条1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。</p>